

改正

平成31年 3 月11日30世環計第520号

令和 3 年 5 月24日 3 世環計第93号

令和 4 年 3 月15日 3 世環計第410号

令和 7 年 4 月1日 6 世環保第233号

世田谷区指定喫煙場所設置費等補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区環境美化等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）

第2条第4号に規定する指定喫煙場所（以下「指定喫煙場所」という。）の設置等に要する経費を区が補助することにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する指定喫煙場所を設置するものとする。

- (1) 区内の建物を所有又は使用する者
- (2) 区内の土地を所有又は使用する者
- (3) その他区長が必要と認める者

(補助対象となる指定喫煙場所)

第3条 補助対象となる指定喫煙場所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 世田谷区環境美化等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第42号。以下「規則」という。）第2条第3項各号に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 供用開始の日から少なくとも5年間は継続して運営すること。
- (3) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (4) 規則第2条第1項に規定する申請書が第10条に規定する完了報告までに提出されていること。
- (5) 屋外喫煙所を設置する場合は、その周辺環境に配慮し、町会・自治会その他近隣住民の

了解をあらかじめ得ていること。

(6) 指定喫煙場所が、分煙及びきれいな街づくりの推進につながると認められること。

(7) 閉鎖型喫煙場所の場合は給排気設備を設けており、排煙が人の往来が多い区域又は他の建物の開口部に流入しないように配慮されていること。

(8) 屋外分煙施設の技術的留意事項について（平成30年11月9日健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）を遵守していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に規定するものとし、予算の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、その金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助の申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次に掲げる書類を添付した世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

(1) 屋外喫煙場所を設置する土地の所有者及び屋内喫煙場所を設置する建物の所有者にあっては発行後3月以内の登記事項証明書、屋内喫煙場所を設置する建物又はその一部の使用者にあっては賃貸契約書の写し

(2) 喫煙場所を設置する場所の周辺の地図

(3) 喫煙場所の図面（換気扇等の設備及び排気先の位置等が分かるもの）

(4) 喫煙場所の設置に係る経費の見積書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 区長は、申請書の提出があった場合は、現地調査等による審査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことと決定したときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による交付の決定に必要な条件を付することができる。

(変更の申請)

第7条 区長は、前条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請書の内容を変更しようとする場合は、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金変更申請書（第4号様式）により、あらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金変更決定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による審査の結果、その変更内容が不相当であると認めるときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金変更不承認通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(中止の申請)

第8条 区長は、交付決定者が指定喫煙場所の設置を中止する場合は、世田谷区指定喫煙場所設置中止届出書（第7号様式）により、あらかじめその中止に係る申請をさせなければならない。

(廃止の申請)

第9条 区長は、交付決定者が指定喫煙場所を廃止する場合は、世田谷区指定喫煙場所廃止申請書（第8号様式）により、あらかじめその廃止に係る申請をさせなければならない。

(完了報告)

第10条 区長は、指定喫煙場所の設置工事が完了したときは、交付決定者のうち設置経費に係る補助金の交付決定を受けたものに、次に掲げる書類を添付した世田谷区指定喫煙場所設置工事完了報告書（第9号様式。以下「報告書」という。）を、補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に提出させるものとする。

(1) 設置工事等に係る領収書の写し

(2) 設置工事等に係る経費の内訳が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(維持管理経費に係る実績報告)

第11条 区長は、交付決定者のうち維持管理経費に係る補助金の交付決定を受けたものに、喫煙所の維持管理に係る実績報告書（第9号の2様式）を、補助金交付に係る各会計年度の終

了後、速やかに提出させるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

(1) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書等）及び内訳の分かるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 区長は、報告書又は実績報告書の提出があった場合は、必要に応じて現地調査等による審査を行い、その内容が補助金の交付要件に適合していると認めたときは、補助金額を確定し、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付額確定通知書（第9号の3様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付要件に適合しないと認めたときは、交付決定者に対し是正を求めることができる。

（補助金の請求及び交付）

第13条 区長は、交付決定者が前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付請求書（第9号の4様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第3条各号のいずれかの要件を欠くこととなったとき。

(4) 第8条の規定により、指定喫煙場所の設置を中止したとき。

(5) 第9条の規定により、指定喫煙場所を廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付決定取消通知書（第9号の5様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取り消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて補

助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の場合において、前条第1項第5号の取消事由に該当するときの補助金の返還の額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第2により算出した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、返還額の全部又は一部について、その返還を免除することができる。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第14条第1項第3号から第5号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第17条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 第16条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(調査)

第19条 区長は、交付決定者に対して、指定喫煙場所の運営等について必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月15日規則第38号）の定めるところにより、その他必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日30世環計第520号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月24日3世環計第93号）

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則（令和4年3月15日3世環計第410号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日6世環保第233号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
設置経費	建築工事、設備工事、備品購入に係るもの	10分の10	700万円	
維持管理経費	賃料、清掃委託費、ごみ処理委託費、その他喫煙場所の運営のために必要であると区長が認めたもの	次の各号に掲げる面積の区分に応じ、当該各号に定める補助率とする。 （1）15㎡未満 10分の0 （2）15㎡以上20㎡未満 10分の5 （3）20㎡以上 10分の10	次の各号に掲げる補助率の区分に応じ、当該各号に定める補助限度額とする。 （1）10分の0 0円 （2）10分の5 120万円 （3）10分の10 240万円	助成決定期間が1年間（会計年度ごと）に満たない場合は、月額補助金額に決定月数を乗じた金額を上限とする。ただし、決定月数が1箇月に満たない月がある場合は、当該月について、日割りで算出するものとする。

別表第 2（第15条関係）

経過期間	返還割合
4 年以上 5 年未満	補助金額の 5 分の 1
3 年以上 4 年未満	補助金額の 5 分の 2
2 年以上 3 年未満	補助金額の 5 分の 3
1 年以上 2 年未満	補助金額の 5 分の 4
1 年未満	補助金額の全額